

裁判員経験者の意見交換会

- 1 日時 令和2年2月26日（水）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 丹羽 敏彦（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 細野 隆司（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 石原 麻里衣（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 福田 政人（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 坂口 禎彦（東京弁護士会所属）
弁護士 工藤 杏平（第一東京弁護士会所属）
弁護士 水橋 孝徳（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者7名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

裁判員経験者との意見交換会を始めます。今日は時節柄お集まりいただけるのか少し心配はあったのですが、お忙しいところ大変ありがとうございます。今回司会を務めます丹羽と申します。よろしく申し上げます。検察庁と弁護士会からも御参加いただいておりますので、一言ずつ申し上げます。

細野検察官

東京地検の公判部検事の細野です。よろしくお願いいたします。

坂口弁護士

東京弁護士会から参りました弁護士の坂口と申します。

司会者

まず、事件の御紹介を私の方からいたしますので、裁判員経験者の皆様からは、全般についての御感想を一言ずつ申し上げます。まず1番さんが御担当になった事件は強盗致傷でした。選任手続を除いて4日間裁判所にお越し

いただき、最初の2日間で証拠書類の取調べ、被害者などの証人尋問、被告人質問と証拠調べが全て終わり、3日目朝の論告・弁論の後に評議をして、4日目午後に判決宣告というスケジュールでした。この事件では、被告人が暴行を加えた時点で金品を強奪する目的があったのか、さらに、どういう暴行を加えたのかという暴行の態様に争いがありました。

1 番

最初に選ばれたときはかなりびっくりしまして、自分が訴えられたんじゃないかと思ったんですけれども、今回の裁判員裁判に参加するに当たり、裁判官はもちろん、検察官も弁護人も非常に丁寧な資料を作ってください、素人ながらによく理解できました。最初は、ちょっと分からなかったんですけれども、証人尋問を重ねるうちに、自分なりに理解できたと思います。非常にいい経験させていただきました。ありがとうございます。

司会者

2番さんが御担当になった事件は傷害致死でした。日数は7日間、その中の4日間が公判審理でした。被告人の言い分が犯行自体を覚えていないというもので、被告人が犯行をしたのかどうか、さらに、いわゆる責任能力が問題になった事案でした。証拠調べの回数も多く、1日目に事件後現場に来た警察官と執刀医の話聞き、2日目に被害者の関係する会社の従業員、被害者の御兄弟も出廷されました。2日目までに事実の経過、状況などを調べ、3日目には被告人質問、精神鑑定を担当した医師の話聞いております。4日目に論告・弁論を聞いて、その後評議を重ねて判決宣告に至りましたが、若干長めの事件で大変だったかと思えます。

2 番

本当にちょっと長かったなという感想ですけれども、難しかったのは、やはり医学的なもの、薬の影響がどうだったか、暴行を受けてから亡くなるまで時間があって、死因がその暴行なのかという因果関係を、医学に専門

性がない私たちが見ていかなければいけないという点でした。もちろん鑑定人や執刀医の先生のお話はあったんですけども、本当にそうなのかという理解は、やはり素人には難しいところもありました。それだけでなく、小さいときからの被告人の父親に対する感情や思い、事件のきっかけになる出来事が被告人にどういう影響を与えたか、当日の行動がどうだったかなど、事実がどうだったかをしっかり見極めていくという、感情を抜きにした事実と結果という理論的な道筋を皆さんで話し合っているうちに道筋が見えてきました。裁判官がとても場を和やかにしてくださって、初対面の人たちが初めてやることについての導入や、他の裁判でのこぼれ話をいただいたり、評議をする緊張感をほぐしてくださる工夫もしてくださったし、分かりにくいところは言葉を柔らかくして説明してくださったりということが、話合いの中では大きな助けになったと思います。被告人が、すごく法廷でお話をしたいというところがあって、弁護人がややもすると引きずられている印象があり、弁護人の立場はすごく難しいんだと感じた裁判でもありました。選ばれた前と後では人生観、考え方も変わりましたし、裁判員に選ばれて自分たちの生き方のためにいただくものが多いので、人を裁くことには抵抗があると思うんですけども、一審ですし、もし被告人が不服であればその後も裁判が続くということなので、そんなに身構えずに、自分の勉強と思って引き受けるのも一つの考え方かなと思います。すごくいい経験をさせていただいたなと思っています。ありがとうございました。

司会者

3番さん、4番さんは同じ事件の御担当でした。全部で11回裁判所に来ていただき、公判審理は8回分ということになります。大きく三つの事件の塊になっており、一つ目の恐喝と恐喝未遂は、被告人の妻の親から金を脅し取ったという事件で、妻の親の証人尋問と被告人質問で大体2日間掛かっています。二つ目の塊の誘拐・監禁致傷、身代金取得は、被告人とかつて同居

していた人を誘拐して監禁し、その間にけがをさせた監禁致傷、その親から身代金を取ったという事件でした。これにも大体2日間ぐらい掛かり、誘拐・監禁の被害者と身代金を要求された親、被告人の話を聞くという証拠調べがされました。最後の脅迫事件については、これに関係するのが先ほどの二つの事件にも関係する立場にある人でしたので、最後に持ってきて併せて証人尋問をしています。ここに2日半ほど掛かり、論告・弁論の日を含めて3日間丸々評議をされました。これらを順に前の方から審理し、区切りのところで冒頭陳述も1回ずつ行う工夫もされた審理になっているようでした。3番さん、4番さん、順に御感想などをいただけますか。

3番

今回担当した事件は犯行時から非常に時間が、既に3年ぐらい経過した事件でしたので、被告人及び関係者の記憶もかなり曖昧な部分が多々あったのかなと思いました。我々も初めてでしたので、非常に最初の証人尋問が分かりにくい内容で、この先、本当にどうなっていくのか不安がたくさんありました。ただ、検察官側が提出した要約した資料が非常に分かりやすく、徐々に理解を深めていくことができたと記憶しています。また、それに対する弁護人側の意見についても、疑わしきは無罪という考え方に則って真っ向から対決するような形だったので、最初はどうしたらこれが無罪になるんだろうか、そういうことを悩んだ記憶があります。大きく事件を分けると3件ですけども、それぞれが密接に絡み合い、独立した案件ではなかったもので、どんどん深みにはまっていくというか、分かりにくいところもあって、本当はその日その日で何か意見交換みたいなものがあるといいなと感じました。とにかく全部審理をして最後に評議があったので、まとめるやり方に多少疑問も感じながらついていくような感じでしたが、自分の中で理解は深まっていって、最終的に評議の場でこのぐらいが妥当だろうというのは自分の中で出すことができ、それが大體裁判官の方々が出した結論と似たような結論だっ

たので、自分としてもおおむねその事件について理解できたのかなと思いました。最初はとにかく不安だらけで、この人数の中でくじ引きをしてみさか当たるわけないだろうと思っていたんですが、当たってしまってどうしようという感じでしたけれども、約2週間こちらに来て、非常にいい経験をさせていただいたなと今では思っています。

4番

御紹介にあったとおり、非常に複雑で入り組んだ事件を担当しまして、頭の中が非常に混乱しましたし、最初は全く理解しないままに、限られた時間の中でどんどん法廷で証言が進んでいって、最初に聞いた内容を本当に自分がきちんと理解していたかと言われると、最後の方に聞いた証言の内容の聞き取り方とは違うのかなというのが正直な感想です。そういった中で、先ほど3番の方からも御意見がありましたけれども、日々振り返って評議をするわけではなく、続けてずっと一方的に法廷での話を聞いて最後に評議をするというスタイルでしたので、どうしても最初のところが曖昧になってきてしまったり、皆さんの意見も聞かないまま事が進んでいくことに対して、最後のところでは、最初は本当にあんなのでよかったのかなという自分の中でも反省点があったような気がします。

司会者

5番さんが御担当になった事件は覚せい剤の密輸事件です。覚せい剤を隠した貨物を外国から発送し、被告人は既に入国して日本のホテルに滞在しており、そのホテルの一室で受け取ろうとしたけれども、税関に既に見付かっていたという事件でした。荷物の中身を被告人が気付いていたのかどうかという点が問題になっており、審理の経過としては、1日目が証拠書類の取調べと被告人質問、2日目も被告人質問、3日目最初に論告・弁論を聞き、その後評議を続け、更に評議を丸々2日間行って判決に至りました。覚せい剤の密輸は普段の生活ではなじみがない話だと思いますが、御感想などいかが

でしょうか。

5 番

このお話をいただいたときに、友人に言いましたら、意見が二分しておりまして、私もやりたいと言う人と、絶対パス、殺人事件だったらどうするのと言う人がいて、私もすごく迷ったんですけれども、御近所の弁護士の方に何げなく聞いてみたら、大体強盗か麻薬だよって軽く言われ、本当に麻薬になったと最初のくじ引きのときに思いました。麻薬の事件がそんなに重罪とは思っていなかったもので、長くやるものなんだというのにびっくりしましたが、殺人でないことにちょっと安心して引き受けさせていただきました。その反面、トピックが非日常的過ぎて、自分に果たして務まるのかとすごく不安でしたが、始まってみたら、何か謎解きみたいにあっという間に終わってしまっ、とても充実した6日間、いい経験をさせていただいたなと思うんですけれども、これはひとえに裁判官の方々のお人柄ですとか気配りのおかげで、全て期間中、安心して全うできたかなと思います。このような機会をいただいて大変に感謝しております。ありがとうございました。

司会者

6番さんが御担当になったのは、殺人、死体遺棄、窃盗の事件でした。殺人の相手が交際中の女性で、争点は、被害者が殺害されることに同意をしていたかどうかでした。全部で7日間裁判所においでいただきました。審理の経過を御紹介しますと、1日目に証拠書類を取り調べた後に解剖医の尋問、当時の被告人の妻に対して、被告人が犯行後にどういった発言をしていたのかという辺りが尋問されています。2日目は被害者を診察していた医師、被害者の母などその他関係者、被害者側の状況の証拠調べがされました。3日目に被告人質問をして、4日目に論告・弁論、その後、他に丸2日間評議をして判決という流れになっています。

6 番

まずは、私が考えて決めていいのかな、被告人の年齢から考えると恐らく人生の大半を刑務所で過ごすことになる年齢の方だったので、人の一生、人生を決めていいのかなというのが一番気になったところです。裁判が終わった後の周りの人の反応として、「ねえねえ、裁判どんなの」と聞いてくる人が圧倒的に少ないのは、多分大体の方は余り聞いちゃいけないのかなと思っているからではないかと思います。裁判上で被告人やいろいろな方が発言された内容はある意味公になったことなので、守秘義務以外のことだったら答えられるんですけども、何も聞いてこない人が圧倒的なんですね。そこが意外だったのと、やっぱり周りで裁判員になった方がほぼいない、少ないなと思いました。あとは、事件がマスコミで報道されるんですけども、実際自分がここで携わって被害者の状況などをいろいろと聞いていると、こういう全体の枠からすると、多分その一部しか報道がされていないから、ちょっと被害者の方がかわいそうだなと思いました。その報道だけを読むと、被害者にすごい落ち度があったんじゃないのって、石をぶつけるような発言を今のネット社会だとされそうですが、実際に加わってみたらそんなことはなくて、死んだ後も自分の知らない人たちから「でもこの人こんな人だよ」みたいに言われるのはすごく納得いかないし、かわいそうだと思うんですが、それが多分現状の在り方かなと思います。また、評議している中や証拠を見ていく中でも割合とあれよあれよと進んで、何か自分が置いていかれている感を時々感じたこともありました。

司会者

7番さんが御担当になった事件は、罪名で言いますと強盗強姦罪でした。平成29年の改正前の古い事件で、別の事件の被告人のDNAと事件の時に被害者から採取してあったDNAが合致したという経過でした。争点は多岐にわたり、そもそも暴行あるいは脅迫がない、金品は取っていない、性交渉は合意の上である、という主張がされました。審理は1日目にビデオリンク

の形式で被害者の尋問， 2 日目には警察官の尋問と被告人質問， この 2 日間で証拠調べが終わって， 3 日目冒頭に論告・弁論の後， 評議をしています。この日と他に丸 2 日間評議をして判決宣告といった経過でした。

7 番

私も最初に裁判員裁判の通知をいただいたときに， あっ， 当たりかと思っ
てしまったんですけれども， 実は， 裁判に対してはさほど違和感はなく，
3 年間ほど特許の裁判をやっ
ていまして， 現実に裁判所に来た日に民事と刑事の裁判も見ていたので， 抵抗感
は余りありませんでした。ただ， さすがに今回の事件はかなり古い事件で，
被害者と被告人に性交があったという事実一つしかなく， それ以外は真っ
二つに分かれているので， 実際よく分からなくてですね， 被告人， 被害
者の話をずっと聞き， その中で何が本当なのかを考えていくときに， やっ
ぱりいろいろ人として必然的な行動は何だろうかというような観点から判
断していかなきゃいけなかったと思います。弁護人は， 疑わしきは被告人の
有利にと
言われるんですが， 両方の意見しかないわけですね。果たして疑わし
きは被告人の有利に
というのはどういうことなんだろうと思
いながら， いろいろなことを見ていました。

司会者

ありがとうございました。一通り事件の内容を御説明させていただいて感想をお伺いしましたが， 今日
のテーマは御案内のとおり， 「評議のあるべき姿とそのために必要な審理」
です。この後， まず評議について御意見を頂戴してから， 審理の方に進
みたいと思います。既に最初の感想の中でも評議についての御感想が
出ていましたが， まず， どういった事柄が問題になってこれから何を
議論するのかを御理解いただけていたか， 意見交換を十分して御自身
なりに言い尽くせたのか， それと同時に， 裁判員の皆様から見て裁
判官がどのように見えたか， 裁判官の進行の仕方あるいは裁判官の意
見の言い方など， どの辺りからでも結構ですので御意見を頂戴したい
と思います。

2番

争点整理は既にされていて、裁判官からは今お手元にある資料から全て判断してくださいと言われましたので、膨大な資料と格闘するわけではなく、ペーパーに載っているものを判断材料にして法廷での証言を加味していくということが割と明確に皆さんの中であってよかったと思います。ただ、鑑定の先生の資料を100%信じていいかという判断は、やはり知識がないと、なかなか薬の影響とか、暴行が死因に直結しているかとかについては難しかったと思います。資料の中にも先生の診察時のものなどいろいろとあり、疑問があればその傷の様子や、その日に死因を判断されたときの様子を数字上見ることができたので、やみくもに分からなかったということではないんですけれども、薬に対する影響をどう判断するかは、専門知識的なもので難しいと思いました。私たちのときは、もちろん証言がどんどん進んでいった感じもあるんですけども、その日のうちに聞いたときの印象等々を話したりしたものですから、割とその日に何があったかということにはちょっとずつまどまどしていました。ただ、法廷で聞いたことをしっかりメモしていないと、後になって最初何だったかなと印象がぼけることがあるので、法廷で自分がしっかりメモしたことが大事で、膨大な資料を見ていくよりは、法廷で自分がどう感じたか、何が事実だと思ったかということが、最後の量刑を決めるときには結構大事なことでした。法廷に臨むに当たってはかなり覚悟して行かないと、ただ聞いていましたというだけでは評議をするときに自分が困るという感覚を得ました。

司会者

2番さんの事件では、アルコールの影響と睡眠剤、薬の影響がどう犯行に影響しているのか、責任能力が問題になっていますね。審理の最初から、何が問題になっていて、どういう仕組みで判断したらいいのかという辺りは理解できていましたか。

2番

最初に争点について明確にペーパーでいただいていたので、それを聞き取らなければいけないという感覚は多分皆さん持っていたと思いますし、その辺の説明はしっかりありましたけれども、ややもすると証言が長かったものですから、証言の中から何をピックアップしなきゃいけないかが分かりにくかったり、それは本当だったのか、後から思うことと記憶がずれることもあるので、その辺がどうだったのかなとは感じました。あのときの証言が何だったっけというのは結構あったので、やはり皆さんが取っていたメモを基にして、証言のテープを聞き直すことはなかったです。また、量刑を決めるときには、前例を聞いたりして、最終的には皆さんしっかりこの事件を理解して量刑を決められるくらいの理解は持っていたという印象です。

司会者

争点、テーマとして取り上げているのは、酒に酔った勢いでは説明できないような異常な行動であるため、被告人を非難できないのではないか、そうなってくると、かなり刑を軽くするか、無罪になるか、こういう選択をしてくださいということでした。評議の中ではこうした程度の問題を整理して意見をおっしゃれた感じですか。

2番

そうですね。私はちょっと薬の関係の知識があったし、傷の程度から暴行を加えたときの状態はどうだったのかを考えました。あとは、被告人の家から被害者の実家までバイクを運転して行っているという事件に至るまでの状況判断の中で、彼が正常な判断ができたかどうか、そういう前後も考えました。

司会者

難しい概念を理解することについては、今回の件ではそこまで問題にならなかったという感じですか。

2番

彼の行動から見れること、お医者様の書いた診断書から見えるもの、あと参考にしたのはその前後のお父様との電話のやり取り、そういうところから、責任に関してはその日の行動で割とみんな整理できたかと思います。

司会者

次の3番さん、4番さんが御担当になった事件は、3件いずれについてもほぼ満遍なく全部争われている事件でした。一例を取って言うと、誘拐についてはそもそも誘拐行為に当たらないし、そのつもりもない、身代金ということではなく別の理由でお金を親からいただいた、こういう主張になっていて全部言い分が違っている。恐喝についても、脅し取るのではなくて理由があって親からお金をいただいたという主張がされていますね。被害者の話と被告人の話が全般にわたって大きく対立している事件だったと思います。こういった事件の評議をされて意見交換が十分にできたのかどうか、裁判官側に何か注文したい、こうしておけばよかったのにということがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

3番

弁護士側が要求した証人が出てこなかったことがあって、我々も聞いていて、あの証人がもし出てきていたらもっとすんなり腑に落ちたんじゃないかという場面が正直ありました。客観的な事実に基づいて評議しましょうということで、実際には貯金通帳の残高がどんどん減っていくような状況の証拠も挙がっていたので、いろいろと検討がされました。やはり考える時間がもう少しあればいいなという気がしましたが、どうしても時間の問題もあるのかなというところがあって、限られた中で、実際にはどうだったんだろう、本当にその事実があったんだろうか、非常に迷いながらやっていたのが正直なところでした。

司会者

進行としては、三つの事件について何か工夫があった方がよかったんですか。1個ずつちょっとずつ議論したりするとか。

3番

そうですね。最後に我々の評議した内容は割と長かったのも、最後の最後で、2日半、3日の中で評議しなきゃいけないというところがあって、資料もかなり膨大で読み返しながら、証言の内容を確認したりという作業を思い起こしながらやったんですけれども、やはり戻ってきた時点で少し時間を取って意見交換してというやり方をすると、もっと証言内容がその日その日で整理できたのかなという気もしました。進行の仕方として、まとめてぱっとやらないとまとまっていかないのかなという部分もあったので、一長一短で何がいいのかちょっと分からなかったんですけれども、個人的には日々少しずつ時間を取って整理していく方が、最終的に結論を出しやすかったんじゃないのかなと感じています。

4番

今の意見とほぼ同じになりますけれども、三つの事件でずっと証人尋問を聞いて最後に評議をするスタイルだとなかなか難しいところがあって。ただ、三つの事件がいろいろと絡み合っているのも、一つ一つ区切ってできるのかといったら、またそれはそれで違うのかなというのが感想です。先ほど法廷の後に雑談レベルで話があったそうですけれども、私が担当した中では余りなかったのも、今日聞いた内容や証拠を、みんなでおさらいする時間、こういうことだったよねという時間が日々取れれば、少しずつ整理した上で次の尋問なり法廷なりに臨めるのでいいのかなと思いました。ただ、裁判官、裁判長がすごく丁寧に、ホワイトボードまで使って、いろいろとみんな、ここが争点だからと図にしたりして、みんなが曖昧だったところを明確にしてくれたり、進め方としては非常によかったんじゃないかなと思います。

司会者

5番さんは、覚せい剤の密輸で内心の問題を御議論いただいたわけですが、御自身として意見交換が十分にできたと思われたかなど、いかがでしょうか。

5番

論点は故意があったかどうかということで、先ほど感想の中で謎解きというふうに申し上げた部分がそこに通じる部分があるんですけども、証拠として別に指紋があるわけでもないし、LINEのやり取りはそれが消されていたりするし、通話の内容も残っているわけではなく、その辺のところは被告人の言い分を聞いてそれも判断する一つの材料になったと思うんですけども、検察官のお話を聞くとそうだよなと思うし、弁護人の御意見を伺うとそうだよなと揺れていたような気がします。そこを何度も裁判官が丁寧に説明してくれたり、こちらが一伝えたことに対して十理解して意図を酌んでまとめていただいたおかげで、徐々に全員が頭の整理ができてきたような気がします。本当に故意があったかどうかは非常に難しく、最後まで結局そこが果たしてちゃんと判断できたのかなというのは残りましたが、最終的にはみんなで納得して最終日を迎えられるので、よかったですと思いました。

司会者

法廷で被告人の話を聞いて、最後の日に検察官と弁護人それぞれの言い分をお聞きした段階では、これはどうしたものかなという感じですか。

5番

そうです。

司会者

6番さんの事件は、殺害された被害者が同意していたかどうかを御判断いただくという、ある意味5番さんと同じような難しさがあるような事件かと思うのですが、評議はいかがでしたか。

6番

検察官が出した証拠で、大体被害者の立場と加害者の立場が推測できる、

その証拠だけ見たらそう思えたので、評議に関しては割合すんなり行ったんじゃないかなと思います。ただ、何か1個、検察官が出した証拠が、何のための証拠なんだろうとちょっと疑問があったんですけれども、他の裁判員、裁判官と話すことによって、自分が分からなかったことが分かったりしました。話合いで自分が分からなかったことが分かるのが発見でしたね。

司会者

裁判官から説明を受けるというよりは、裁判員の方々も含めて議論していく中で他の意見も聞いていくうちに、大分すんと落ちてきたと、こんな感じのイメージでいいんですかね。

6番

そうですね。あとは証拠でメールのやり取りを、すごい勢いで画面でぱらぱら見せられて、2人はこんなメールをしていますというのはちょっと読むのに追いつかない感じでしたね。

司会者

そういうときには評議の中でもう一回見返す感じになるんですか。

6番

そうですね。見返すというのはありました。映像も最後に見返しました。ただ、実際の評議と自分が予想していたものは、最初に冊子を頂いてこんな感じで進めていきますよという内容とほぼそのとおりだったので、安心して評議をすることができたんですけれども、裁判員裁判は、何かやっぱり最後には予定調和的に流れちゃうものなのかって…。

司会者

もうちょっと言ってもらえますか。予定調和とはどんなことでしょうか。

6番

例えば、私たちはこっちに置きたいんですけど言っても、何かやっぱりこうなんだよみたいな。最終的にはここにいなければいけないんだよみたいなと

ころに、そうですねってなっちゃうものなのかな、どうなのかなという…。皆さん納得はしているんですけども、いろいろと思って話していても、こういうところに最後は落ち着くみたい。限られた日数と、限定された証拠、私たちは当然みんな初めての経験で、他の事件の刑の重さと比べてとか…。

司会者

量刑の話ですね。合意ありやなしやという問題というよりは、その後の刑を決めるときの話ですか。

6 番

そうですね。評議でいろいろと話したんですけども、評議でいろいろと思ったことがほぼ固まったと思うんですけど、そういうふうに最後は…。

司会者

量刑の評議はグラフを使ってやっていますが、その場面の話ですか。

6 番

はい。

司会者

7 番さんは、平成 22 年発生 of 古い事件で、被害者の話す内容と被告人の話す内容が大きく食い違っている中で、評議に臨むに当たって自分なりの考えはその段階で持つことができていましたか、どうでしょうか。

7 番

実際は、被害者の質問、被告人の質問でいろいろと出ていて、どちらが本当のことを言っているのか、9 年も前の明け方の数十分の事件で何か脚色やうそが入り込んでないのか、2 日間話を聞いた中で、自分の中ではある程度整理ができてこうだろうなという結論は出していたんですけども、いざ評議に臨んだときに、一体何を話したらいいんだと思いました。あの証拠がどうのこうのという話が全然ないもので、どこから取り掛かっていいのかがまずさっぱり分からなかったんじゃないかなと思います。そこを最初、裁判長

が、分かりにくいでしょうから、最初から被害者の質問に沿った被害者の行動を追ってみましょう、それから被告人の行動も追ってみましょうという形で進められたところで、その行動に必然性があるのかどうか、そういう状況のときにそれぞれが言っている行動が実際にとられているのか、また、争点になった脅迫があったのかどうか、裁判長の方は割と全体的にうまく進めてくれていました。ただ、想像の中で話すことが結構多いので、そういう行動を自分だったらとるかとらないか、女性だったらとるかとらないかを言うことで、十分話せたんじゃないかなと思いました。

司会者

審理が終わった後には、自分なりの考えを持っていたんですか。

7 番

はい。

司会者

議論していくうちに、それがはっきりしてきた感じですか。

7 番

反対に、議論していくうちにあれっというのが出てきました。裁判員の方はいろいろな意見があるし、見方も若干違う部分がありますので、そちらの方の意見を聞いて、自分の方ももう一回考え直してしまう。そういうのを何回か繰り返しながら、最終的な結論に到達した感じです。

司会者

1 番さんの事件も、内心の問題でして、最初に暴行を加えたときに金品を強奪する目的があったのか、これを行動から見てどこまで言えるのか議論されたのではないかと思います。いかがでしょうか。

1 番

酒に酔ってその高揚感から、暴力映画を見たからという話だったんですけども、証拠を見て被告人の言動や通帳残高などを総合的に考えて、今回の

結論に持っていったとっております。また、裁判長が非常にざっくばらんな方で、一回一回、証人尋問が終わった後に戻って、裁判長というよりも一人間として、ざっくばらんな意見をいただきながら話ぐできたのは大変有意義だったんじゃないかと思ひます。ただ1点、女性が襲われた事件だったんですけれども、裁判員の中に女性が少なかったので、抽選だからしょうがないとは思ひうんですけれども、もう何人かいて意見を聞きたかったというのは少しありました。

司会者

審理が終わって評議の前に、御自身なりのお考えはお持ちでしたか。

1番

ありました。

2番

さっき雑談の感じで皆さんの話を聞いているうちにその日の整理ができたという話をしたんですが、それともう一つ、休廷の間に評議室に戻ったときに、必ず裁判長から、質問は何かありますか、今こういう話が進んでいますけど、というところがすごく整理するのに役立ちました。休廷の間の休憩時間にはしっかりサポートしていただいた感じでした。

司会者

証人尋問で、検察官、弁護人がお聞きになった後、裁判所の番ですよという前に休廷して、そこで御質問ありますかと確認するときに、自分としてはここが疑問だと思ひうんですという話をされることも多いと思ひます。

2番

そうですね。休廷のときに、裁判長から、こういう質問はこっちからしましょうというのが、審理をする上で、都度あったので助けになりました。

司会者

検察官から今までの御発言について御質問などありましたら、どうぞ。

細野検察官

お話をお聞きしていると、恐らく御自身の考えも自由に評議でおっしゃることができたのかなとお見受けするんですが、何かここは言っておけばよかったとか、自由にもうちょっと言えばよかったという後悔みたいな、意見を押しとどめてしまったような御経験はあるのでしょうか。

司会者

おっしゃっていただいて結構だと思いますが、どうでしょう。これは、ないという沈黙だと受け止めても大丈夫でしょうか。

細野検察官

ありがとうございます。

司会者

弁護士会からも何かありましたら、どうぞ。

坂口弁護士

評議は私たちが関与できないところなので、評議でこういうところがあればよかった、こういうところがなかったのが残念だったとか、抽象的な話で申し訳ないんですけれども、印象に残っていることがあればお願いします。裁判所、検察庁、弁護士会それぞれ立場は違いますけれども、よりよい裁判をやっていく上で、この評議の問題は、当事者として弁護人がどう関わっていくか、どうアプローチしていくか勉強になると思いますので、もし何か印象的な点がございましたら、一言ずつでもいいのでいただければと思います。

2番

評議には弁護人はいないので、もう少しお話を聞いたら、また見方、考え方も違うかなというのは確かにあったかなと思います。法廷で拝見した限りですが、ちょっと経験の浅い方が弁護人になられていたので、被告人のペースに巻き込まれているのが私たちの目からも見て取れるようなところがあり、お気の毒だな、大変だなという印象を持ちました。弁護人の方とは、資料と

法廷でのお姿しか接触がなかったので、確かにもう少し弁護人と裁判員と何か時間があつたら違う見方もあつたかなというのは正直思いました。

司会者

ここまでは評議の進め方についてでしたが、次に、その前提となる審理について御意見を頂戴したいと思います。争点を理解した上で審理に臨んでいたただけか、審理が終わったところで自分なりの結論がある程度見通せる状態だったのか、結論が出ていないのであればどの辺が問題かは分かっているけれども、判断が難しくてまだ悩んでいるのか、一から頭を整理し直さないといけない状態だったのか、この辺りを中心にお伺いしたいと思います。その中で、検察官や弁護人の冒頭陳述や証拠調べ、論告、弁論について、気が付いた点などがありましたらお願いします。では、3番さんから、大部な冒頭陳述、論告・弁論が出ていた事件だったと思いますが、いかがでしょうか。

3番

審理の結果を踏まえて評議をしたわけですがけれども、最終的には自分の中で、ある程度見通せるような形になっていったと思います。ただ、どうしても限られた証拠の中で考えていくしかないなので、最後の最後まで本当にこれでいいのかという自問自答があつたんですけれども、やはり結論を出さないといけないという中で、自分の中でこういう判断をするという考えはできていったと思います。

司会者

御判断いただく内容は、三つの事件それぞれについて有罪かどうかという点がありますね。この点は、法廷でのやり取りを御覧になった後、裁判員の方々の意見を聞きながら結論を出していくという前に、それなりの考えを御自身がお持ちだったということで大丈夫ですか。

3番

はい。

司会者

この事件の冒頭陳述や論告・弁論，結構大部なものですが，これはどう御覧になりましたか。一番大部なのは弁論ですが，弁論要旨メモが14ページ，弁論要旨本体が43ページになっています。三つ事件があるとはいえ，これはしんどかったんじゃないかと思うんですが，どうでしょうか。

3番

資料を読む時間もあったので，その場で読みながら，自分が聞いてメモを取ったものと照らし合わせながら確認していくような形で客観的に見ることができたと思っているんですけども，出てきた資料そのものに対して，本当にこうだったのかという疑問は最後の最後までついて回ったし，どうなんだろうなと考えて最終的には客観的に見て判断するしかないんだろうというところにたどり着いて，ある程度限られた時間と日数の中で判断していくしかないんだろうというのは，裁判に限らずどの世界でも同じことだと思うので，そこは資料を基に判断せざるを得なかったかなということでも十分自分としては納得した上で判断しました。

司会者

今のお話を聞くと，証人や被告人の話を聞いて自分なりの考えはお持ちになることができていた，それを前提にここはどうかをチェックするような形で論告・弁論をお聞きいただくことができたこと，そんな受け止めで大丈夫ですか。

3番

はい。

4番

先ほど資料の枚数の話がありましたけれども，これだけ資料があると，法廷で読み上げるにしても，なかなかそこで理解をするのが難しくて，しかも第1回の公判のときに朝行って資料が置かれていて，それをしっかりと全部

読み込む時間もないまま法廷に行って話を聞くということになりましたが、全部資料に目を通して自分の中である程度概要も理解して、争点までしっかり理解した上で法廷に行きたかったというのにはありました。進む中で、こういうことを弁護人が言っていて、この資料に書いてあったんだと後で振り返るようなことがあったので、先に見ておく時間が欲しかったなというのがあります。検察官の出す冒頭陳述メモの形式と弁護人が出す形式が全く違って、比較しづらいということもあります。弁護人は、A3判で十何枚も冒頭陳述要旨メモを作っていたのでしたんですけれども、読み込むには十分な時間が必要だったなと思います。

司会者

それでは、同じ御質問を5番さん、いかがでしょうか。

5番

ぼんやりとこれはという気持ちは持っていたんですけれども、とはいえ、量刑を決めていくのが全く分からないので、そこは素人的には、本当に頭の中が真っ白になったという状態でした。

司会者

量刑はさておき、この事件の争点になっていた荷物の中身に気付いていたかどうかという点については、御自身のお考えを、ぼんやりなのかはっきりなのかはともかく、一定の方向性をお持ちになることができていたのか、この点はどうでしょう。

5番

進めていくうちにだんだん出来上がっていくと思うのですが、最初はとにかく揺らいでしまったという感じです。

司会者

検察官や弁護人の活動について何か、意見ないし注文がありましたらお願いいたします。

5 番

証拠調べで、私たち素人の目から見て、LINEのやり取りとか、直接罪につながる内容でないプライベートな話題も出てきたんです。本当にやり取りとして長い内容で、必要なかと思ったりしたんですけれども、最終的にはそれらも考慮して、被告人の人物像を判断していくという話になったときに、それも必要だったんだなと考えることができました。

司会者

では、6番さん、いかがでしょうか。

6 番

私が担当した事件では、被害者の方が本当に死にたかったかどうかという争点でした。最初の冒頭陳述で検察官が言うこともそのとおりだし、弁護人が言うこともそうだなって思うんです。そうすると、真逆の考えで本当はどうなんだろうという不安があったんですけれども、やっぱり証拠や証人の発言を聞いていると、本当は被害者の方がどう言っていたか分かんないじゃないですか、だけど、その証拠だけで審理する方向性はもう固まっていたので理解するとそんなに難しくなかったんじゃないかなと思います。

司会者

検察官と弁護人の冒頭陳述を聞いてどちらかなと悩むのは、予告編ですのでそれでよくて、証拠を聞いていくうちに出口のところでは自分の考えを持たたということであれば、よい審理だったのかなという感じがします。

6 番

はい。

司会者

7番さんはいかがでしょうか。

7 番

争点になったのは公訴事実の中にある刃物様のものでの脅迫があったかと

ということでしたが、被害者への質問のときに、被害者は喉元にちくちくするものがあつたという感覚でずっと言っていて、最後に物を見たのかという話になつたときには見ていませんと言うので、要は何を使って脅迫していたんだということになってしまい、途中で検察官から訴因が変更されました。そういういろいろな話を聞きながら、先ほど言ったように審理が終つた段階ではもう自分の中である程度固まっていたというのはあります。

司会者

冒頭陳述や論告・弁論について何か御指摘の点はありますか。検察官、弁護人としては一番気になる点かと思ひます。

7番

この事件では、正直なところ、証拠として並べているものが、どれも我々から見てこれ本当に証拠なのというような感じのものばかりで、例えば、強盗の証拠として出してきた証拠が、中身が何も入ってない財布だけなんです。強盗ですから中身は何も入ってないんでしょうけれども、財布だけ写されているのが本当に証拠なのかという感覚でして、結局のところ、やはり被告人と被害者の言うことを自分なりに判断していかなければいけない、ずっとそれがつきまとつた感じですよ。

司会者

1番さん、お願いいたします。

1番

検察官が作った冒頭陳述メモも論告メモも、私の担当した事件では1枚ずつだったので読み込みもしっかりできましたし、かなり理解を深めて審理に臨むことはできました。また、弁護人の方もパウポ形式の資料で、その場ではすごく理解はできるんですけども、持ち帰って評議のときに見直すと、個人的には検察官の作ったメモの形の方が見やすかつたかなというのは印象に残っております。

司会者

検察官の言い分，弁護人の言い分はよく理解した上で，御判断は最初から入っていったということですか。

1 番

十分理解できました。

司会者

2 番さん，いかがでしょうか。

2 番

皆さんからもお話が出ていますが，検察官から出たメモと弁護人から出たメモはちょっと印象に違いがありまして，検察官の方が出したメモがすごく見やすい，論点や事件の関係性，争点が非常に見やすかったので，そのメモの違いは結構重要なのかなと思っています。争点を理解した上で審理に臨むことができたかというのは，割とそのようにできたかなと思います。結論も，皆さんもある程度議論の中で大まかに有罪なのか無罪なのかという枠組みはしっかり分かっているらして，量刑の問題はあれですけども，十分，有罪か無罪かという判断はそれぞれが持っていたというところですね。

司会者

法廷で証拠を見たり聞いたりして，そこで大体御自身の考えを持って，それを評議の中ではそれぞれの方が述べて進んだ感じになっているということですか。

2 番

そうですね。1 点，お医者様の説明する内容が早過ぎてついていけなかったもので，後で帰ってきてから資料を何回も見直したりということもありました。私たちはお昼も割と外に出なかったもので，お昼休みも含めて，いい時間を過ごして，見直してみる，ここがちょっと分からないねという話もできましたし，裁判長がいつも付き合ってくださいっていて，これはこういう感じな

んですみたいなお話があったりとか、これが引っ掛かっていると言ったら、それは事実ではないから余り気にしなくていいとか、事実なのか事実じゃないのかとか、感情をそこに入れていいのかいけないのか、というような基準をお話ししてくださったのが、最終的には皆さんがそれぞれ結論を出すときに判断材料になったのかなという感じです。

司会者

ありがとうございました。このパートは検察官、弁護士サイドの関心が高いような気がしますので、何かありましたらお願いします。

細野検察官

冒頭陳述につきましては、比較的好評をいただいたと今意見をお聞きして感じるどころです。検察官としては、冒頭に事件のあらましや、これから審理がどういう形で行われるのかを知っていただくという意味で非常に気を遣っている部分でもあるので、ありがたかったなと思います。一方、今お話が余り出ていなかったかと思うんですけれども、証人尋問や被告人質問について、よく裁判員の方のアンケートなどで、検察官の質問の意図が分かりにくかったという御意見をいただくことがあって、反省点としてそういうことがありましたでしょうか。その質問の意図が分からないがゆえに、聞いていてストレスに感じてしまうとか、それはその後の評議などで他の裁判員や裁判官と議論していく中で疑問が解消していったのか、そのまま疑問として残ったままだったのか、そういう御経験がありましたらお聞きしたいと思います。

2番

結局、検察官が質問されていることは争点になっているところなんだなと理解しながら聞いていたので、争点がより明確になったという印象が私にはあります。一方で、弁護士が質問されていることの方が、なぜその質問をされているのかちょっと見えないなという印象を今回はすごく持ちました。なので、後から見返せば、この質問をした意図はあるんだなというのは大体分

かったかと思えます。今回に関しては、私たちには割と分かりやすかったと思えます。

司会者

弁護人の方は、反対尋問という性質もあるとは思いますが、この件に関してでも他の件でも結構ですが、いかがでしょうか。

坂口弁護士

4番の方について、検察官と弁護人の冒頭陳述の形式が全く違って比較しづらい、特に弁護人の冒頭陳述が理解しづらかったという意見として捉えたんですが、どういう点が悪かったのか、裏腹にどういう工夫がなされていれば裁判員にとって分かりやすかったのかをお聞きしたいと思います。2番の方には、同じように弁護人の冒頭陳述でこういう工夫があれば良かったという点について、率直な御意見をお聞かせいただければと思います。他の裁判員の方にも、2番の方が最後に言われた意見と関連するのですが、争点が一応頭にあったと思うのですが、その争点との関係で、証人尋問や被告人質問が的を射た質問だったのかどうか、最後になって分かるという場合もあるかもしれませんが、それぞれ簡単に御意見をいただければと思います。

司会者

まず、冒頭陳述の点を4番さん、2番さんの順にお伺いします。

4番

冒頭陳述のメモの作り方についてですけれども、最初に見た検察官のメモは、時系列に順番に書かれて、争点は何かという点が図や色も使って、それに対して証拠はこれですという形のメモで書かれていたので、素人ながらもそこを順番に整理して理解ができました。弁護人の方は、ほぼ文章でずっと書かれているので、書いてあることは分かるんですけれども、時間を掛けて読み込まないとなかなか理解ができないので、そういった面で、不利じゃないですけれども、弁護人の資料を裁判員として参加している人が全部目を通

してきちんと理解しているかという点、何かそこに差が出てしまう資料の作り方なのかなと思いました。

2番

今4番さんがおっしゃられていたように、時系列があると分かりやすかったかなというところですね。おっしゃられている内容が分かりにくかったというよりは、ぱっと見て分かりやすい工夫があると良かったかなというのが、メモに関しての意見です。

坂口弁護士

4番さんと2番さんは個別に弁護人の冒頭陳述や書面についてお聞きしたかったのですが、他の裁判員の方も含めて、争点を念頭に置いて証人尋問や被告人質問をお聞きになったと思うんですが、その点をはっきりしなかったか、この点がよかったとか、率直な御意見があればと思います。

2番

被告人がすごくしゃべりたいものですから、論点がずれてしまうんですね。それを弁護人が整理して、ここに絞って言ってほしいということがあったらよかったんですけども、割と被告人が好きなようにしゃべっていて、逆に検察官の方からそれは違いますよね、みたいなお話も結構場面場面でありました。被告人の話によって争点についての主張が明確に出れば聞きやすかったんですけども、走ってしまう被告人の話を弁護人がまとめ切れていなかったという印象があったので、その辺の工夫かなと思いました。

3番

証人尋問が検察官側の証人だけで、本来弁護人側が要求した証人が出てこなかったということがあり、その理由も一応述べられたんですけども、当然、検察官側が用意した証人なので、検察官とのやり取りでの話はうまくつじつまが合い、割とすらすらと受け答えができていたんですけども、逆に弁護人からの質問は、内容によっては、口をつぐんでしまったり、休廷になっ

てしまったりという事例も我々の場合はありました。事件が三つあって、三つともに関わっている重要な証人の意見が、検察官側は聞き取ることができたんだけど、弁護人側からの質問に対しては止まってしまい、本来もっと聞きたいことが思うように聞けなかったところもありました。証人としては過去のことで思い出したくもなくて話ができなかったのかもしれないですけども、公平な裁判という意味では、弁護人側が要求した証人が出てきて話を聞ければ、もっと公平な立場で意見を聞くことができたのかなと少し思いました。

司会者

本来証人が来てもよかったのに、それがなかったという御指摘でしょうか。

3 番

それもありますし、来た証人は、被告人を前に証言するのは嫌だということでビデオリンクで証言された方ですけども、弁護人側の質問に対しては口ごもってしまって休廷になったり、本来もっと聞き出したかったんだろうけれども、意見が聞けなかったようなこともあって、文書になって出てきたものを客観的な事実として我々は判断するしかなかったのですが、肉声で聞いた部分でももう少し判断できる部分もあったかと思います。証人への質問の仕方でも決して不適切な聞き方ではなかったかと思います。進め方や質問の内容の配慮というのは難しい問題かもしれませんが、もう少し聞ければ、もっと公平な立場で判断ができたかなと感じました。

司会者

評議と審理についてお伺いしてきましたけれども、最後に今後の裁判員裁判や法律家に望むことなどがありましたら一言ずつお願いします。

4 番

裁判員裁判という経験をして非常によかったと思うんですけども、私がかつて会社で裁判員になってしまったという話をすると、実は私も来ているという

声が出たので、もっともっとみんながオープンに、守秘義務はあるとしても、誰もが関わるものなんだよということをもっと宣伝していただきたいです。突然、私みたいに呼び出されて全く言葉の意味も分からないような人が行くのではなく、みんなが興味を持って、日々意識してニュースを見るなど、もっと国民が参加しやすく、意識を持った形で進んでいく制度になればいいなと思いました。

5 番

裁判員制度が始まって10年、辞退率がだんだん上がってきていると聞いてすごく残念に思ったんですけども、これは経験した者でないと語れないことなので、今後も語れる機会がありましたら、制度について心配することないよとみんなに語っていきたいなと思いました。もっと子供の頃から慣れ親しんで、教育現場、中学校ぐらいから模擬裁判などをした方がいいと思いましたし、夏休みの霞が関の官庁見学も非常に倍率が高いので、もうちょっと枠を広げていただいて、もっと幼少期から積み上げていった方がいいのかなと思います。私がこの制度を知ったときには海外に住んでいて、そのときにも模擬裁判を傍聴してみたいという思いはあったんですけども、中学校ぐらいからであれば、より浸透するのではないかと思いました。

6 番

今回皆様の発言を聞いていて、どんな事件に関わったかによってその後の思い出は違うかと思うのですね。私は今回参加してよかったんですけども、先ほども言ったとおり、割合周りが興味を持ってこない、だから、自分から吹聴して周りを盛り上げなきゃいけないのかなとも思いましたし、逆に、裁判を傍聴できるのが平日しかないの、大概のお勤めの方々は自分が関わらない限り裁判は遠いものと思っているのではないかと思います。裁判を傍聴するのもいいので、世間のみんなが興味を持てるような何かがあればいいかなと思います。

7 番

私の思いとしては、裁判員裁判に参加して非常にいい経験と言ったらなんですが、重大な事件について量刑がどのように決まるかということが分かってそれは妥当なところだなと思うんですけども、多分一般の市民の方で納得いかない量刑もあると思うんですね。例えば交通事犯とか経済事犯は多分市民感覚と実際の量刑というのはかなり違うんじゃないかなと思います。ですから、裁判員裁判はそこら辺まで領域を広げないと本来の意味がないんじゃないかなと思います。

1 番

参加させていただいて、検察官と弁護士、また裁判官が素人に対して非常に細かく説明していただいたことに感銘を受けました。是非1人でも多くの方が経験されたらいいと思いますし、我々のような1回経験した人が、もっと重大な事件、今回私の場合は5日間ぐらいだったんですが、そういう事件にもう1回選んで呼んでいただいたらもっといい評議をできるのではないかなと思いました。

2 番

私の周りも、初めて裁判員になったという人を聞いたというぐらいで、名簿に載ったけどお断りしたという人が何人もいて、その理由を聞くと、人を裁いていいのかという心理的な負担があるのでお断りしたという方、日程調整を会社で認められているとはいえ、どんな事件が来るのか分からない不安からお断りした方、いろいろとあったので、本当に経験した者が伝えていくしかないのかなと思います。もう一つ、辞退の理由に学生、授業の関係がありますけれども、裁判員制度は若い人が参加するのも非常に大事なことと思っております、授業を辞退理由にしないで、特に4年生は時間に余裕があると思いますので、若い方には勤める前に是非経験していただきたいなと思いました。この制度が長く続くことを願っております。ありがとうございます

した。

3 番

裁判官とのコミュニケーションは非常によく取れて和気あいあいと進めることができたんですけれども、先ほども少し意見が出たかと思えますけれども、弁護士側とか検察官側との橋渡しみたいなものもあっていいのかなと感じました。年齢層に関しては、我々の事件のときは若い人から私のようなリタイアした人間まで含めて幅広くて、男女の割合もちょうど半々で、何か仕組みられたようにいい配分で抽選されていました。ただ、抽選したというのが何か明確に分からず、あれっ、本当に抽選したのか、みたいな感じで待っていたら決まりました。そういうものはもっと目の前で見られるといいかなとちょっと思いました。

司会者

ありがとうございました。皆様には裁判員としてお務めしていただいたのみならず、本日また意見交換会においでいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。本日いただいた御意見は、今後の糧としていきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。これで意見交換会を終了させていただきます。

以 上